水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

令和５年12月
東北農政局生産振興課

○ 水田活用の直接支払交付金について

・ 水田活用の直接支払交付金は、
① 「水田」を有効活用して、
② 飼料用や米粉用など主食用以外の用途に使われるコメや、野菜などの高収益作物や麦・大豆などの畑作物の作付け
を行う農家の方々を支援することで、食料自給率・自給力の向上や水田の多面的機能の維持強化等を図ることを目的としています。

品目	食料自給率 （令和４年度、カロリーベース）
コメ	99％
小麦	16％
大豆	25％
野菜	75％
果実	30％
全体	**38%**

出典：農林水産省「令和４年度食料自給率について」
https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/012.html

農業・農村の多面的機能

○ 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

・① 「水田」を有効活用するという制度の主旨を徹底することと、
② 水田における麦・大豆、野菜等の畑作物の生産においては、連作障害の発生防止が重要であることから、水田活用の直接支払交付金の交付対象となる農地は、令和４年度以降、５年間のうち少なくとも一度、「水張り」がされているものに限ります。

・ 「水張り」は、以下のいずれかにより確認を行います。
① 水稲の作付け
② １か月以上の湛水管理の実施　及び　連作障害による収量低下が発生していないこと
（連作障害の発生防止という観点では、ブロックローテーションを行い、水稲作付けにより１作、水を張ることが望ましいですが、地域の営農体系や作業機械の所有状況など事情があって水稲作付けが困難である場合、１か月以上の湛水管理による連作障害の発生防止に取り組んでください。また、畑作物を固定的に作付けする場合は畑地化することをご検討ください。）

（例）

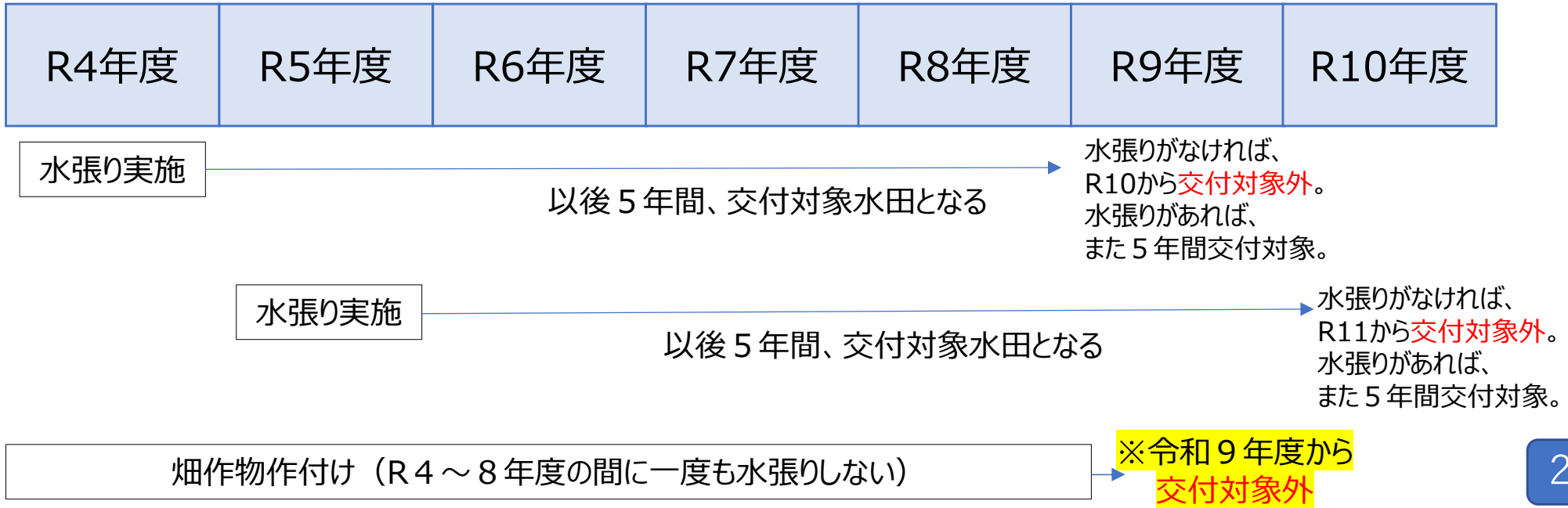

○「１か月以上の湛水管理」の確認について

・ 該当する農地について、各地域農業再生協議会において、湛水管理がされている期間中に１か月以上あけて２回、確認していただく必要があります。

・ このため、事前に地域農業再生協議会内の農家に対し、「１か月以上の湛水管理」を行うかどうかや、その実施期間について確認いただいたうえで、ご対応をお願いします。

※ なお、「湛水管理」は、用水によるものであることが必要で、例えば雪解け水がたまっているだけのものは対象外です。

※ 撮影日時や場所の特定ができるものであれば、農家自身が撮影した写真を地域農業再生協議会が確認することでも構いません。

（確認の例）

■ **湛水管理の確認方法**

① **現地確認**

水張り予定者は湛水を行う１週間前を目安に「水張り実施届出書」を協議会に提出。届出のあった農地について、職員が現地確認（原則立合不要）を実施。

※原則、水張開始直後と約１か月後の計２回確認

② **証拠書類の提出**

農業者は圃場ごとに「水張り記録簿」を提出。

水張り（たん水管理）実施届出書

協議会確認欄　受領　処理

○○市地域農業再生協議会　殿

実施者　（農家コード：　　）
住所
氏名　　（署名）

下記の交付対象水田について、経営所得安定対策等実施要綱（令和５年４月５日付け ４農産第5527号）別紙１の２の（１）の④に基づき、水張り（たん水管理）を１か月以上実施します。

記

水張りを実施する農地（１１筆以上は別紙対応）

	実施者が記載				協議会が記載		
圃場番号（記録簿に記載）	地名・地番	水田面積（㎡）	水張り開始予定日	水張り終了予定日	1回目確認日	2回目確認日	水田機能の有無
①			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
②			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
③			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
④			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
⑤			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
⑥			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
⑦			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
⑧			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
⑨			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
⑩			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無

「水張り実施届出書」の記載例

水張り（たん水管理）記録簿

実施者　（農家コード：　　）
住所
氏名　　（署名）

届出書のほ場番号を記載すること

作業日	作業内容	該当ほ場番号	備考
5月20日	止水・水張り開始	①・②	記載例
5月26日	入水	①・②	記載例
	～省略～		
6月22日	水張り終了	①・②	記載例

「水張り記録簿」の記載例

○「連作障害による収量低下」の確認について

・「１か月以上の湛水管理」により「水張りを行った」とする場合は、連作障害が発生していないかの確認が必要です。

・ 具体的には、
① 令和９年度以降、
② 毎年度の水田台帳の整理時に、
③「１か月以上の湛水管理」をいつ行ったかに関係なく（※湛水管理を行った以降だけの確認ではありません）、過去５年間（作付けがない年や災害年を除く）において、
④ 収量の推移や病害虫の発生状況、近傍のほ場における収量との比較等により、
連作障害が発生していないか、地域農業再生協議会における確認が必要です。

※ なお、確認にあたり、農家がほ場一筆ごとの収量を把握していない場合は、当該農家の作付品目ごとに、ほ場全体の収量を合計面積を用いて按分し、一筆ごとの収量を推計することでも構いません。

※「近傍のほ場における収量」のデータが存在しない場合は、産地や市町村の統計データと比較しても構いません。